

第33回佐賀地方・家庭裁判所委員会（合同開催）

1 実施日時

令和元年11月27日（水）午後1時30分～午後3時30分

2 開催場所

佐賀地方裁判所3階会議室

3 出席者等

(1) 委員（五十音順）

① 地裁委員会委員

出席者	青木	晋	（佐賀地方裁判所長）
	池田	聡介	（佐賀地方裁判所武雄支部長）
	大坪	正幸	（学識経験者委員）
	奥野	博	（佐賀地方検察庁次席検事）
	戸上	孝弘	（学識経験者委員）
	原	邦剛	（学識経験者委員）
	宮原	拓也	（学識経験者委員）
	鷺崎	ゆみ子	（学識経験者委員）

② 家裁委員会委員

出席者	青木	晋	（佐賀家庭裁判所長）
	大隈	知彦	（学識経験者委員）
	桂木	正樹	（佐賀家庭裁判所判事）
	古賀	芳子	（学識経験者委員）
	滝口	真	（学識経験者委員）
	牧瀬	稔子	（学識経験者委員）
	山口	聰子	（学識経験者委員）

(2) 説明担当者

佐賀地方裁判所 齊藤照代会計課長

佐賀地方裁判所 今里好信会計課専門官

佐賀家庭裁判所 谷英治総務課課長補佐

(3) 庶務

佐賀地方裁判所 田中幹彦

4 議事

(文中、□は委員長，○は学識経験者委員，●は法曹資格を有する委員，■は説明担当者等の発言)

委員長の選任

青木委員が委員長に選任された。

全体協議 (テーマ「裁判所の防災について」)

(1) 裁判所の防災について担当者から説明

ア 防災計画について説明

イ 防災用トイレの設置を実演

ウ 防災備蓄品の見学

(2) 意見交換

□ これからの時間は、皆様からのご質問やご意見を伺いたく存じます。

大きく分けて2つの柱で進行させていただきたいのですが、まずは、当事者の安全確保について、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

災害がいつ起こるかという問題もございます。佐賀豪雨は前日の夜に大雨が降り、朝から登庁できないという災害でしたが、幸いにも裁判所に来庁者はいらっしゃいませんでしたので、当日の裁判をどうするかという問題意識がありました。日中で来庁者がいるときに地震等の災害が起きた時には、救護や避難など難しい局面に遭遇することになりますし、どう対応するかは難しい問題です。

○ 学校では、台風などの場合は事前に予測がつくので、前日に登校禁止というアナウンスを行ったりしていますが、裁判所はいかがでしょう。

■ 遠方から通勤している者も多いので、職員の居住地から職場までの距離や交通手段は通常から把握しています。業務の性質上、一律に休みとすることは難しいので、業務量を見た上で必要な職員を確保し、それ以上の職員に対しては、安全を優先してもらい、無理に登庁しないよう連絡しています。また、登庁後についても気象情報等に応じて早退してもらうこともあります。

○ 重要な会議とか裁判があるとかいうときに前日に中止を判断することはありますか。

■ 会議を中止することはあります。裁判等について、当日判断となると利用者が朝早くに向かわれることもあるので、安全面を考慮し、裁判官の判断で前日に期日を変更する場合もよくあります。

□ 重要な裁判の期日であってもその期日を維持することと参集する人の安全を考えるとやはり安全第一と考えるべきだと思います。最近は気象予測の精度も上がっておりますし、こういった情報を活用すべきと感じており、裁判所でも気象庁関係の講師を招いた講義を実施することになっているところです。

先日の佐賀豪雨においても当日は交通が回復しないだろうということで、当日の期日の取消しは速やかに行い、登庁した職員で分担して利用者の方に期日取消しの連絡をしました。翌日については、気象条件が復旧する期待もありましたが、午前中の経緯を見て、すぐは無理と判断し、翌日の期日も取り消すこととして連絡をしました。気象情報を入手して利用者の安全確保を考え、期日を変更する。びっしりと期日が入っていると変更の連絡も大変ですが、登庁できた職員で分担して行い、連絡することができました。難しい判断に迫られる時も安全第一を優先させたいと考えます。他にご意見等はありませんか。

○ 先日の台風で関東は大規模な停電が発生しましたが、停電対策はどうですか。

■ 佐賀豪雨の際は、裁判所では停電はありませんでしたが、地域によっては

多くの住宅等で停電が発生しており、地震などではさらに停電リスクは高いとは感じています。停電対策としては発電機を用意しており、この発電機で供給できる電力量から使用できる電気製品の範囲は確認していますが、この程度しか対策できていません。

○ 現代は何をするにも電子機器等が必要になりますが、市民生活が侵されている災害の状態ですらとも裁判するかということを検討する必要がありますね。

□ 裁判を取り消すと必要な期日を1回延ばすことにはなりますが、その期日を取り消すと対応に困るという事件がどれだけあるかということになります。身柄関係などは対応が必要なこともあるかもしれません。

皆さんの職場でも災害対応があるかと思いますがいかがでしょうか。身柄の話がありましたので、検察庁はいかがですか。

● 検察庁でも避難訓練を行っています。基本的には建物の外に避難する訓練を行っています。警察署や拘置所の職員と一緒に年に1回程度行っています。

□ 学校や検察庁のお話を伺いましたが、利用者や従業員対応などの工夫例をご紹介いただけますか。裁判所の対応の在り方についてのご意見などでも結構です。

○ 災害時は、市の職員は原則として、可能な限り出勤することになります。市としましては、それぞれの職場の方は、可能な限り業務を休んで欲しいというのが一番のお願いです。

台風のように事前に分かるものであれば、前日の何時までに会議を行って中止をすると決めれば、速やかに広報することができます。佐賀市では、さがんメールやホームページで情報を発信しています。参加者を把握して連絡先が判明している場合は、直接連絡しますが、不特定多数が参加するイベント等はホームページや会場への貼紙等で対応することもあります。

利用者が来庁されている際の急な災害の場合は、火災訓練のとおり誘導等を行うこととなりますが、市役所は、災害時にも業務を行う必要があるため、業務対応職員と来庁者対応職員は分けています。また、夜間や休日などに業務対応職員を確保するための方法としてメールを活用することにしており、職員全員のメールアドレスを登録し、これによって連絡を行っています。

■ 裁判所においても災害時には無理な来庁は不要ですというアナウンスを広く行うためにホームページを活用することもあります。

□ 業務に関する事項のお話も出ておりますので、他の委員の方で何かご紹介いただけるものはありますか。

○ 私も市役所での話になりますが、私の勤務する建物は、30くらいの事業所が合同で使っている建物であり、防災訓練等も合同で行っています。防災訓練に先立ち、事業所の責任者が集まり、逃げ方や昇降機及び消火器等の場所を確認し、周知したうえで訓練に臨んでいます。合同訓練を行うことで一層真剣に取り組むことができたように感じます。

□ 災害が多く、防災対策への意識が高まらざるを得ない状況ですが、他の委員の方はいかがでしょうか。

○ 安否確認の関係ですが、当社では、警備会社のシステムを使っています。震度5強の地震がくると自動的にメールが送信され、メールの項目にチェック式で返信することで、ケガの有無や出社可能時間などをホームページで確認することができます。

このシステムは、数年前に導入しました。実際に大きな地震が発生していないため訓練での結果となりますが、導入当初は、事前のアナウンスを行っても社員が返信を忘れるなどして返信率が悪かったのですが、繰り返し行う中で最近の返信率は100%近くになってきています。

□ 裁判所でもメールを活用していますが、地震対策として想定したものであったことから豪雨のときは利用した職員も多くありませんでした。地震でな

いと使ってはいけないというものではないため、地震以外にも応用を検討しているところです。

- 自動的なメール送信でなくとも、管理者がメールを送ることはできるので、大雨のときも応用しました。
- 貴重なご意見をありがとうございます。
- テレビ業界は電気が使用できないと大きな影響があります。石川で雷が落ちて電波が流せない大事故があり、これを教訓に避雷針を設置しました。雷を寄せ付けない技術もあるとのこと。また、自家発電では軽油やガソリンが必要となるため大型タンクを導入し、従来は1日分だった燃料容量を2～3日分に拡大し、停電時の給油を可能とするため停電対応のガソリンスタンドと契約も行いました。
- 裁判所の備蓄品を見ていただきましたが、皆さんの職場ではいかがでしょうか。
- 新聞社では、災害時の取材用のヘルメットや毛布はありますが、備蓄は行っていません。

情報共有の方法としてご紹介すると、報道は災害時でも取材しないといけないので、大規模災害時のマニュアルも作っています。その中でも一番に挙げているのは現状確認です。現在は、チャット方式で記者グループや全社員、管理職などの複数グループを作り、報告を求めれば、皆がそこに返答するようにしています。災害時に急に使えといっても使えるものではないため、日常的に利用することにし、業務連絡もチャットを使っています。セキュリティ面も検討したうえでのシステムを使い、どこにいてもどういう記事が出るか確認できる状況になっており、こうして日常的に使うことで災害時も使うことができると思います。

- 情報共有は大事なテーマですね。
- 今回のテーマの2つの柱には該当しないかもしれませんが、司法サービス

という言葉を使っておられるので、サービスの視点で発言いたします。佐賀県の都市計画委員会に福祉の関係で参加した際、災害の関係で、避難所までのアクセスの整備と避難所内での生活の整備という話題がありました。避難所まで行けない方、例えば、認知症の高齢者や身体に障害をお持ちの方などが災害難民となってしまうこともあります。避難所までの途中に中継的なスポットがあればと考えると内向きなクローズな支援でなく、オープンな社会支援の活動として中継スポットとすることなど検討できないでしょうか。備蓄品もあるので市民に開かれたサービスとして佐賀県や佐賀市と連携して非常時に有機的に利用できないかと考えたところです。

A L S 患者の国会議員の方から出た意見として避難所に行ってもトイレすら使えないという話がありました。裁判所の設備に関し、合理的配慮の観点から教えていただければと思います。

- 合理的配慮の申出については、色々な制限はありますが、お金がなくても知恵を絞って配慮していきたいと考えています。避難所までのアクセスの中継地点としての機能については、非常時には協力しあう必要があると思いますが、一方で、裁判所の特殊性としてプライベートな事項や身柄を取扱う業務であり、業務を阻害しない必要もあるところです。非常時には司法も行政も協力して取り組むことはあり得ますが、担当すべき業務の違いは悩ましい部分と感じています。

裁判所の設備に関しましては、建物が古いこともあって、充実しているとは言えませんが、多目的トイレの設備はあり、非常時の一時的な利用などはあり得ると考えます。

- 私が住んでいる地区では、身体障害者施設があり、年1回の総合防災訓練の時に消防署、消防団、自治体などが訓練を見たうえで、皆で反省会を行っています。災害時は助け合う必要があるということで実施しているものであり、災害時は自助でなく共助が必要であり、裁判所近郊は官公庁が多くある

ので、共助ということも考えてはいかがでしょうか。

- 先ほどの意見に関連しますが、私が住んでいる地区の公民館では、防災士の指導により、防災ゲームクロスロードというものが行われました。阪神淡路大震災の時に神戸市職員が難しい判断を迫られたことをきっかけに災害時の問題を設定し、あなたならということでも4、5人にイエスかノーで答えるものでした。正解はなく、色々な話を聞いて違う価値観や考え方を知り、防災を身近に感じるものです。

講師の方から、災害ボランティアをした際、何も持たずに避難した人が多く、災害時には、家族みんなのものではなく、各個人で必要なものを防災バックに準備する必要があるという話を聞き、身近に考えていかなければと感じました。

- 他にご意見等はございませんか。予定の時刻になりましたので、本日の委員会はこれで終了させていただきたいと思っております。貴重なご意見等ありがとうございました。

5 次回の予定

(1) 日程

地裁委員会 令和2年5月19日（火）午前10時00分から

家裁委員会 令和2年5月19日（火）午後1時30分から

(2) 意見交換テーマ

地裁委員会 「民事訴訟におけるIT化について」（仮題）

家裁委員会 「親ガイダンスについて」（仮題）